

# 一般社団法人日本海洋文化総合研究所

## ジャーナル研究論文等の投稿規程

### 第1条（目的・内容）

本規程は、一般社団法人日本海洋文化総合研究所（以下、「当研究所」という）が企画・編集するジャーナルの研究論文等への投稿に関する基本的な事項を定めたものである。

ジャーナルは、海洋文化に関する学術的成果が地域や教育現場等の様々な場で積極的に活用される機会を創出することを目的とする。

### 第2条（投稿資格）

研究論文の著者について、投稿資格は問わない。

### 第3条（投稿原稿の種類）

投稿する原稿は、学術論文、研究ノート、研究資料とする。学術論文は、研究の学術的貢献が十分に認められ、論文としての完成度が高いもの、研究ノートは、学術論文ほど完成度が高くないが、ジャーナルに掲載することが有意義と認められるものであり、研究資料は、研究的価値は低いが資料としてジャーナルに掲載することが有意義と認められるものである。いずれも、学術委員会における査読等を経て、それぞれの水準に達していると認められた場合に採択される。

ただし、学術委員会における審査の結果、研究論文として投稿されたものは、研究ノートまたは研究資料として採択が許可されることがある。また、研究ノートとして投稿されたものは、研究資料として採択が許可されることがある。さらに、当研究所から依頼する招待論文の場合は、学術委員会における判断により査読の対象としない場合がある。

### 第4条（投稿原稿の掲載の可否）

投稿原稿の掲載の可否は、学術委員会が責任をもって最終判断する。

投稿原稿は、(A) そのまま掲載、(B) 修正のうえ掲載、(C) 不可のいずれかに判定される。(B) の判定を受けた研究論文が、学術委員会の要請を満たす加筆修正を行なつていないと判断された場合は、掲載不可となることがある。

### 第5条（投稿方法）

原稿執筆にあたって、投稿者は「投稿要領」にしたがい投稿するものとする。

## 第6条（投稿原稿の訂正）

投稿後の原稿の訂正には応じない。

## 第7条（投稿原稿の審査）

別途定める「査読規程」に基づき審査を行うものとする。

## 第8条（著作権等）

ジャーナルに掲載された研究論文等の著作権は当研究所およびジャーナル発行者に帰属する。著作権の利用を希望する場合は、当研究所に許可を得なければならない。

なお、ジャーナルに掲載された記事および論文は、原則としてウェブサイトで公開する。

また、ジャーナルに掲載された論文は、国立国会図書館での保存・公開、J-Stageへの登録、当研究所をはじめとした関連するwebサイト等における公開を承諾したものとする。